

第2回厚真町議会臨時会説明資料

令和6年2月6日

目 次

令和5年度厚真町一般会計補正予算（第13号）について	2頁～4頁
専決処分（控訴の提起）の承認について	5頁～15頁

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	1367
事業名	上厚真市街地店舗整備事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
5,600		2,800			2,800				

◆ 補正の目的

旧上厚真Aコープ跡における上厚真市街地店舗整備事業において、店舗と隣接する資材店舗の提案内容が当初想定していた電気容量では不足するため追加工事を実施するもの

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

上厚真市街地店舗の整備に要する経費

- 1 工事名 上厚真市街地店舗整備事業（設計・施工一括事業）
 請負業者 武山・リウムアーキテクト共同企業体
 契約金額 35,860千円
 ※参考 上厚真市街地店舗整備事業（再エネ設備導入工事及びEV自動車購入）
 契約金額 29,873千円

2 補正理由

旧JAとまこまい上厚真店舗は、Aコープ店舗と資材店舗を合わせて1系統の電気契約で運用していたが、新たな店舗提案では電気容量が不足することから配電盤及び幹線設備等の追加など設計変更が必要となったため追加工事を実施する。

追加工事費用 5,600千円

債務負担行為説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	1	事業	1255
事業名	重層的支援体制整備事業			所管G			福祉G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
/									

◆ 債務負担行為の目的

令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施体制を再構築するため、一部の委託事業について、公募により受託者の選定を行うもの

別添資料 無

◆ 事業の概要（1 / 2 ページ）

1 債務負担行為の事項及び限度額の内訳等（予定）

事項	限度額	主な業務内容	備考
① 地域包括支援センター運営事業委託料	24,800	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的支援事業（課題分析、ケアプラン作成、相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなど） ・ 指定介護予防支援事業に関する業務 ・ 一般介護予防事業 ・ 相談支援包括化推進員による各支援関係機関の役割分担、連携調整及び支援プランの作成 	総合ケアセンター「ゆくり」内に相談窓口を設置予定
② 障がい者相談支援事業委託料	8,800	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者及びその家族への総合的・専門的な相談支援 ・ 地域の相談支援体制の強化（相談支援所、教育機関等の連携） ・ 地域移行・地域定着の促進 	同上
③ 生活支援体制整備事業委託料	5,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターによる生活支援等サービスの提供状況の把握及び創出 ・ 住民ニーズの把握及び生活支援等サービスとマッチング ・ 民間活動団体等の関係機関間のネットワークの構築 	

債務負担行為説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	1	事業	1255
事業名	重層的支援体制整備事業			所管G		福祉G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 事業の概要（2 / 2 ページ）

【参考】令和6年度重層的支援体制整備事業におけるその他の委託事業（予定）

事業名	実施主体	主な事業内容
① 重層的支援体制整備事業	厚真町社会福祉協議会（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ①アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助員（L S A）による潜在的な要支援者の早期発見、家庭訪問等による関係性構築 ②参加支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加が困難な者に対する地域社会資源や支援メニューのコーディネート、マッチング
② 自立相談支援事業（生活困窮）	労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等の相談に対する包括的、一元的な窓口の設置 ・道の自立相談支援機関との連携
③ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者等と地域のつながりの確保 ・地域住民による共助の活性化 ・課題を抱える者の早期発見、居場所の確保 ・課題を複合化・複雑化させない予防的対応 ・多様な地域活動の担い手の活動支援

専決処分（控訴の提起）の承認について

1 訴訟の内容

東京地方裁判所令和4年（ワ）第5319号損害賠償請求事件

(1) 訴状の受理

令和4年3月3日付提出

株式会社グリーンパレス（以下「原告」という。）より東京地方裁判所を通して訴状が提出された。

令和4年3月18日受理

(2) 訴状の内容

① 被告

ア 厚真町

イ 空知単板工業株式会社（以下「被告会社」という。）

② 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、連帯して金1,000万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまでの年5%の割合による遅延損害金を支払え。（一部請求）

イ 訴訟費用は被告らの負担とする。

③ 本件の概要

被告厚真町は、平成24年11月20日、本件公売の買受人である被告会社と共謀し、公売の対象となった動産を被告会社に引き渡す際、公売の対象外であった原告所有の機械2台及び原告が製造した製品の在庫を引き渡した。

本件訴訟は、被告厚真町と被告会社の上記行為により、原告の上記機械及び在庫に係る所有権が侵害されたとして、原告が、被告会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求をするとともに被告厚真町に対して国家賠償請求をするもの。

④ 損害賠償請求

ア	本件機械	2台	2,000万円
イ	本件在庫	モクレンブロック等	500万円
ウ	逸失利益	機械2台の収益	8,906万円
エ	慰謝料	精神的苦痛	300万円
オ	調査費用	現地調査・取材	200万円
カ	弁護士費用		300万円
		損害合計	<u>1億2,206万円</u>

2 訴訟内容に関する調査及び協議

(1) 町の内部調査及び関係書類の確認

公売時の担当者への事情聴取及び関係書類の確認を行った結果、以下の問題点が明らかになった。

- ① 差し押え動産と差し押え対象外動産が混在していることを担当者が認識していなかった。
- ② 公売希望者から提出のあった見積書に公売対象外の動産が含まれていた。
- ③ 公売対象動産搬出時に立会がされず、搬出時における確認書及び写真等が整備されていなかった。

(2) 代理人の設定及び協議

本件について、法律事務所と委任契約を締結し、代理人を依頼。

代理人との協議により、公売時に町の瑕疵があり、差し押さえ対象外の動産（工場内機械2台）については損害賠償の対象となること、損害賠償額については正当性を争うことが確認された。

(3) 町の事実確認と主張

- ① バイニッシュ社製の機械1台が、公売先の工場に存在していることが確認された。(令和3年12月27日現地確認)
- ② 厚真町が実施した公売の際に、本来公売の対象動産ではないにも関わらずこれを対象とし、買受人により搬出されてしまった。
- ③ もう1台の機械が存在していたことを主張しているが、現在の所在は不明であるものの、上記と同じく公売の対象動産ではないにも関わらず買受人によって搬出されてしまった可能性が極めて高い。
よって、バイニッシュ社製の機械2台については、厚真町に賠償義務がある。
- ④ それ以外の工具及び部材に関する請求について、そもそも何を指しているのかも不明であり、賠償請求には応じられない。
- ⑤ 機械2台については、適正な賠償額として、平成24年当時の時価相当額につき賠償する。
株式会社グリーンパレスが請求しようとする損害額は、損害賠償の実務における損害論とはかけ離れた主張であって、当該主張を前提とする請求には応じられない。
- ⑥ 機械2台の平成24年当時の時価相当額について、客観的かつ合理的な資料を提示のうえ、これをもって損害論についての然るべき主張・立証をされたい。

3 口頭弁論（オンラインによる準備書面を用いた会議）の経過

○令和4年4月6日付 【移送申立】

本件を、東京地方裁判所から札幌地方裁判所への移送を求める。

○令和4年6月15日付 【移送決定】

東京地方裁判所が本件を札幌地方裁判所へ移送することを決定

札幌地方裁判所令和4年（ワ）第1347号損害賠償請求事件

○令和4年10月6日 【第1回期日（書面による準備手続）】

- ・裁判所 担当裁判官2名
- ・被告町 町代理人弁護士2名、町担当者
- ・被告会社 被告会社代理人弁護士2名
- ・原告 代理人弁護士2名

訴状内容の確認、原告と被告の主張を確認

○令和4年11月14日 【第2回期日】

- ・本件機械2台の存在確認、機械価額の主張・立証
- ・原告による損害額の主張

ア	本件機械	2台	<u>2,462万円</u>
イ	本件在庫	モクレンブロック等	500万円
ウ	逸失利益	機械2台の収益	8,906万円
エ	慰謝料	精神的苦痛	300万円
オ	調査費用	現地調査・取材	<u>306万円</u>
カ	弁護士費用		<u>400万円</u>
		損害合計	<u>1億2,874万円</u>

○令和4年12月1日 【第3回期日】

- ・裁判所による原告、被告の主張の骨子整理
- ・本件機械の損害額の算出方法（新品、リース）について

○令和5年1月19日 【第4回期日】

- ・本件機械2台の損害額（2,462万円）の確認

取得価額 1,200 万円 × 17 年経過の減価係数 0.26

= 中古買取価格 312 万円

÷ 0.7

= 中古販売価格 445 万円

+ 輸送費用 = 500 万円（機械 1 台分の時価額）

- ・逸失利益（8,906 万円）の主張確認
- ・調査費用（306 万円）の証拠確認

○令和 5 年 3 月 6 日 【第 5 回期日】

- ・原告が主張する損害額に対する被告からの主張・反論

○令和 5 年 4 月 7 日付 【訴え変更申立】

- ・原告より、訴えの追加的変更、調査費用と慰謝料を合わせた 606 万円の請求追加
- ・被告会社が本件機械を持出し、その 1 台を現在まで使用しているにも関わらず、令和元年 1 2 月に町が被告会社に機械の持出しについて質問したところ、「記憶にない・不明」との回答であったことに対し、被告会社による虚偽回答、虚偽回答を鵜呑みにした町の調査義務違反の過失により、権利侵害と精神的苦痛を受けたことを主張

○令和 5 年 4 月 1 3 日 【第 6 回期日】

- ・訴え変更申立の確認
- ・原告より、本件機械の前モデルが現在中古価格 158 万円で取引されている証拠書類の提出があったが、損害額については 1 台 500 万円とし、これまでの主張と同様
- ・原告より、町に対して、令和元年 1 2 月の照会に対する被告会社の虚偽回答に関して、当時のやり取り内容、文書作成の

確認、提出についての求釈明

- ・原告の追加請求部分に対する、被告の認否確認

○令和5年5月25日 【第7回期日】

- ・原告より、被告会社の虚偽回答の故意・悪質性の主張
- ・原告より、町が虚偽回答を鵜呑みにした過失の主張
- ・町より、令和元年12月の照会に関して、電話による問い合わせを行っただけであり、文書・資料は存在していない旨の回答
- ・町より、被告会社の回答が事実と反するものであるとは全く思ってもいなかったこと、その回答を事実として受け入れたことに対する過失は全くないことの主張
- ・被告会社より、慰謝料について、原告は法人であることから、精神的苦痛は感じないこと、財産権の侵害については、損害の賠償により慰謝されるため別途精神的損害である慰謝料は発生しないことの主張

○令和5年7月10日 【第8回期日】

裁判所から提案された和解案

- (1) 被告会社が、原告に対し、158万円を支払い、本件機械1を買い受ける。
- (2) 被告厚真町が、原告に対し、解決金として92万円を支払う。
 - ・本件機械1と同時期に製造された同モデルが、現在158万円取引されていることから現在の価格と認めた。
 - ・本件機械1の当時の市場価格を1,000万円、公売時の市場価格は250万円相当とし、現在の市場価格158万円を差し引いた92万円を原告の損害額とした。

- ・被告会社は、権限なく他人の動産を持ち出さない注意義務に違反したものであり、過失があった。
- ・被告厚真町は、公売対象でないものを搬出させない注意義務に違反したものであり、過失があった。

当事者の見解

- ・原告：機械1台の評価であり、本件機械2について考慮されていないこと、調査費用が不認定のため、和解案には応じられない。
- ・被告会社：和解案は否定しないが、最終的な金銭負担は被告厚真町に負担してもらいたい。
- ・厚真町：和解案に異議はない。本件機械2については積極的に争ってはいない。

○令和5年8月21日 【第9回期日】

- ・原告より、機械が2台存在していたこと、調査費用に関する主張立証。被告会社とは判決まで争う考え。
- ・被告会社は、金銭負担伴う和解には応じない。
- ・裁判所からは、当事者間の協議を踏まえ、和解は困難と判断し、審理を続行する考えが示される。

○令和5年9月19日

- ・原告訴訟代理人弁護士が辞任。以後、原告本人が訴訟を進める意向を確認

○令和5年10月20日 【口頭弁論】

- ・原告より、厚真町長、厚真町議会議長、厚真町訴訟代理人弁護士事務所長、被告会社代表、被告会社訴訟代理人弁護士事務所長に対する尋問請求

- ・裁判所は、原告からの証人尋問の請求を却下。口頭弁論は結審となり、判決言渡期日を令和6年1月19日に指定。

4 判決

令和6年1月19日判決言渡

○判決主文

- 1 被告会社は、原告に対し、被告厚真町と連帯して101万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告厚真町は、原告に対し、376万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を（ただし、101万円及びこれに対する平成24年11月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告会社と連帯して）支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、被告会社に生じた費用を10分し、その1を被告会社の、その余を原告の各負担とし、被告厚真町に生じた費用を10分し、その3を被告厚真町の、その余を原告の各負担とし、原告に生じた費用を20分し、その1を被告会社の、その3を被告厚真町の、その余を原告の各負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

○被告の行為により生じた損害額の評価

(1) 被告会社

- ・本件機械1と同時期に製造された同モデルが、現在158万円で取引されていることから、それを現在の価格とし、当時の市場価格を1,000万円、公売時の市場価格は

250万円相当とし、現在の市場価格158万円を差し引いた92万円を価値減少分とした。

- ・原告の弁護士費用の相当分 9万円
- ・損害額 92万円+9万円=101万円
- ・遅延損害金（年5%） 12年分 57万円
- ・損害賠償額合計 158万円（概算）

(2) 被告厚真町

- ・本件機械1の価値減少分92万円
- ・本件機械2の本公売時における価額250万円
- ・原告の弁護士費用の相当分 34万円
- ・損害額 92万円+250万円+34万円=376万円
- ・遅延損害金（年5%） 12年分 210万円
- ・損害賠償額合計 586万円（概算）

(3) その他

- ・原告が主張した、逸失利益、調査費用、慰謝料は認められない。

○被告の行為の違法有責性

(1) 被告会社

- ・本件公売により買い受けた公売対象物以外のものには何ら権限を有しておらず、工場から公売対象外の本件機械1を持ち出したことは、原告の所有権を侵害するもの。公売の公告に本件機械1が対象財産として記載されておらず、公売の対象でないことを容易に知ることができたにもかかわらず、本件機械1を持ち出した行為は違法である。
- ・原告が主張する公売の対象財産でないことを知りながら、あえて持ち出したとする故意の存在は認められない。

(2) 被告厚真町

- ・被告厚真町職員は、本件公売の対象財産でないものを引き渡さない注意義務を負っていたにもかかわらず、公売対象外である本件各機械を公売対象財産と誤信し、被告会社に対しその搬出を指示した行為は、職務上の注意義務に違反したものとして、違法性及び過失が認められる。
- ・原告が主張する公売の対象財産でないことを知りながら、あえて被告会社に引き渡したとする故意の存在は認められない。

5 控訴

(1) 仮執行宣言

- ・判決主文の第5項に「仮執行宣言」が付されており、控訴や上告を経て判決が確定する前でも、原告が相手方に対し強制執行（財産の差押え）することができる効力を持つもの。第1審で勝訴した原告が相手方の財産が散逸・所在不明になる前に差押えることができるようにするための配慮措置。自治体に対しての事例は稀有である。
- ・今般、原告が強制執行を行使するかは不明であるが、町税を滞納している相手方に、町に対して差押え等の強制執行ができる効力が付与されていることはリスクであり、不適切な状態である。

(2) 強制執行停止決定の申し立て

- ・相手方の強制執行を回避するために、裁判所に強制執行停止の申し立てをすることができるが、控訴の提起が必要。
- ・担保を立てる必要があり、損害賠償額の5～8割を供託金として納入しなければならない。

(供託金見込：損害賠償額 586万円 × 0.8 = 469万円)

(3) 控訴の提起

第1審の判決に対し、町としては、裁判所による損害額の評価を理解し、損害賠償金の支払いに応じようとするものであるが、仮執行宣言により強制執行を行使できる効力に対抗するため、強制執行停止決定の申し立てをすべく、控訴の提起をするもの。

控訴及び強制執行手停止の申立日：令和6年1月30日

(4) 控訴状

○控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
 - 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
 - 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。